

第6章 国の基本指針に即して定める「第3期障害児福祉計画」

1 計画の策定にあたって

(1) 計画の性格及び位置付け

障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の22に基づき、国の定める「基本指針」※に即し、市町村障害児福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画を定めるものです。

本県の障害児福祉計画は、障害者基本法に基づく障害者計画及び障害者総合支援法に基づく障害福祉計画とともに、「岐阜県障がい者総合支援プラン」の一部として第1期計画（平成30～令和2年度）及び第2期計画（令和3～5年度）を策定しており、第3期計画（令和6～8年度）においても、引き続き、同プランの中に位置付けて策定します（第6章）。

※ 国の定める「基本指針」

根拠規定：児童福祉法第33条の19（基本指針）

内閣総理大臣は、障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の提供体制を整備し、障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定めるものとする。

→ 指針の内容については、185ページに掲載

(2) 第3期計画の期間

この計画の期間は、第7期障害福祉計画と同様、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

(3) 障害保健福祉圏域の設定

第7期障害福祉計画と同様、障害児通所支援等の見込量等については、5つの障害保健福祉圏域ごとに定めることとします。

（障害保健福祉圏域）

圏域名	区 域
岐阜圏域	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡、本巣郡
西濃圏域	大垣市、海津市、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡
中濃圏域	関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、加茂郡、可児郡
東濃圏域	多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市
飛騨圏域	高山市、飛騨市、下呂市、大野郡

(4) 計画の推進体制

第7期障害福祉計画と同様、目標等については、年に1回は実績を把握し、障がい児施策や関連施策の動向を踏まえながら分析及び評価を行い、必要に応じて障害児福祉計画の見直しの措置を講じます。

①岐阜県障がい者総合支援懇話会等との協働

第7期障害福祉計画と同様、障害児福祉計画を推進するために、「岐阜県障がい者総合支援懇話会」等で意見を聴き、実践活動面で障害児福祉計画の推進に資するよう関係者間の協働を図ります。

②岐阜県障害者施策推進協議会への協議

第7期障害福祉計画と同様、障害児福祉計画の進捗状況等を「岐阜県障害者施策推進協議会」に報告し、適切な進行管理と評価を行います。

また、障害児福祉計画を見直す場合は、県民に広く意見募集するとともに岐阜県障害者施策推進協議会において、その内容を協議します。

(5) 障害児通所支援等の見込量の算出

第3期障害児福祉計画の目標年度である令和8年度における障害児通所支援等の見込量は、市町村の報告数値を基礎として、これまでの実績を踏まえ、算出しました。

①市町村との調整

市町村は障害児通所支援等の見込量や目標数値等について、これまでの実績を踏まえ、各種調査や有識者会議等を実施したうえで計画数値を見込んでいます。

県においては市町村ごとの障害児通所支援等の見込量を合計したうえで、種類ごとに精査・調整を行い、見込量を定めました。

2 成果目標

(1) 令和8年度の成果目標の設定

国の基本指針では、障がい児支援の提供体制の整備等について、地域の実情を踏まえ、令和8年度の成果目標を設定することとされています。

本計画では、国の基本指針を踏まえ、令和8年度の成果目標を次のとおり設定します。

① 障がい児支援の提供体制の整備等

ア 成果目標の設定

【国の基本指針】

- ・令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置すること（市町村単独での設置が困難な場合は、圏域での設置であっても差し支えない）を基本として、地域の実情に応じて設定。
- ・令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本として、地域の実情に応じて設定。
- ・令和8年度末までに、県は、難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画を策定するとともに、県において、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制を確保すること及び新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組を進めることを基本とする。
- ・令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保すること（市町村単独での確保が困難な場合は、圏域での確保であっても差し支えない）を基本として、地域の実情に応じて設定。
- ・令和8年度末までに、県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置すること及び県及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置する（市町村単独での設置が困難な場合は、都道府県が関与した上で圏域での設置であっても差し支えない）とともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本として、地域の実情に応じて設定。
- ・令和8年度末までに県において、障害児入所施設に入所している児童が、18歳以降大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう、移行調整に係る協議の場を設置することを基本とする。



【県の成果目標】

- ・令和8年度末までに、各圏域に1か所以上、児童発達支援センターが設置されることを目指します。
- ・令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制が構築されることを目指します。
- ・第4期岐阜県障がい者総合支援プランに、難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画を盛り込んでいます。
- ・令和3年度に難聴児支援のための中核的機能を果たす体制を構築し、新生児聴覚検査から療育につなげる連携の取組を進めています。
- ・令和8年度末までに、各市町村（圏域等での確保を含む）に1か所以上、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所が確保されることを目指します。
- ・平成27年度に設置した重症心身障がい在宅支援センターみらいを医療的ケア児支援センターに位置付け、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターとして看護職員を配置しています。
- ・令和8年度末までに、県、圏域及び各市町村（圏域等での設置を含む）において、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう協議の場が設置されるとともに、県及び各市町村（圏域等での設置を含む）において医療的ケア児等に関するコーディネーターが配置されることを目指します。
- ・令和5年度に、障害児入所施設に入所している児童が18歳以降大人にふさわしい環境へ円滑に移行するための移行調整に係る協議の場を設置しています。

【成果目標の積算】

項 目	令和4年度実績	令和8年度目標
①【目標値】 児童発達支援センターが設置された圏域数	3圏域	5圏域
②【目標値】 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制が構築された市町村数	19市町村	42市町村
③【目標値】 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所が確保された市町村数（圏域等での確保を含む）	21市町村	42市町村
④【目標値】 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所が確保された市町村数（圏域等での確保を含む）	18市町村	42市町村

項 目	設置主体	令和4年度実績	令和8年度目標
⑤【目標値】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	県	1か所	1か所
	圏域	5圏域	5圏域
	市町村 (圏域等での設置を含む)	21市町村	42市町村

イ 成果目標設定の考え方

- 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、各圏域に1か所以上、児童発達支援センターが設置されることを目標とします。
- 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制が構築されることを目標とします。
- 聴覚障がい児を含む難聴児が適切な支援を受けられるように、「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」（令和4年2月）に基づき、難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画を第4期岐阜県障がい者総合支援プランに盛り込んでいます。
- 令和3年度に岐阜県難聴児支援センター（岐阜大学医学部附属病院内）を設置し、難聴児支援のための中核的機能を果たすとともに、新生児聴覚検査から療育につなげる連携の取組を進めています。
- 重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、各市町村（市町村単独での確保が困難な場合は圏域等）に1か所以上、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保することを目標とします。
- 重症心身障がい在宅支援センターみらいに、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターとして看護職員を配置しています。
- 医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、県、各圏域、各市町村（圏域等での設置を含む）において、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するとともに、県（県は配置済）のみならず各市町村（圏域等での設置を含む）において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを目標とします。
- 令和5年度に、障害児入所施設に入所している児童が18歳以降大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう、岐阜県障がい者総合支援懇話会に障害児入所施設移行調整部会を設置し、関係者間において連携及び調整を図っています。

ウ 指定障害児入所施設の必要定員総数の設定

- 国の基本指針では、各年度の指定障害児入所施設の必要入所定員総数を定めることとされているため、これまでの実績及び地域の実情を踏まえ、次のとおり設定します。

【指定障害児入所施設の必要定員総数】

区 分	令和4年度*	令和5年度*	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児入所施設定員数 (実際の定員数)	343人 (323人)	343人	323人	323人	323人

※前計画で定めた必要定員総数

(2) 令和8年度の活動指標の設定

国の基本指針では、障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標を達成するため、令和8年度の活動指標を見込むことが適当であるとされています。

本計画では、国の基本指針を踏まえ、令和8年度の活動指標及び見込量を次のとおり設定します。

【医療的ケア児に対する支援】

事 項	令和4年度実績	令和8年度見込
①県における医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数	4人	4人
②市町村における医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	31人	50人

【発達障がい者等に対する支援】 【再掲】

事 項	令和4年度実績	令和8年度見込
①発達障害者支援地域協議会の開催回数	1回	2回
②発達障害者支援センターによる相談支援件数	2,872件	3,050件
③発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数	センター 23件 マネジャー1,278件	センター 100件 マネジャー1,300件
④発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数	264件	270件
⑤ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）	受講者 31人 実施者 一人	受講者 149人 実施者 30人
⑥ペアレントメンターの人数	33人	50人
⑦ピアサポートの活動への参加人数	172人	449人

また、国の基本指針では、障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備について示されています。

本計画では、国の基本指針を踏まえ、子ども・子育て支援等の利用を希望する障がい児が希望に沿った利用ができるよう、保育所と認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）における障がい児の受入れに関する見込量を次のとおり設定します。

【障がい児の受入れに関する見込量】

事 項	令和4年度実績	令和8年度見込
①保育所・認定こども園	1,623	1,780
②放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	463	621

3 障害児通所支援等の見込量と確保策等

(1) 障害児通所支援等の見込量と確保策等

国の基本指針では、都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項として、区域ごとの各年度の障害児通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策及びその質の向上のために講ずる措置を定めることとされています。

本計画においては、令和5年度までの障害児通所支援等の実績（見込）を踏まえ、令和6年度～8年度のサービス見込量を定めるとともに、その確保及び質の向上に関する方策を定めました。

今後は、この方策に基づき、県と市町村が協働して、障害児通所支援等の計画的かつ着実な整備を進めていきます。また、整備に当たっては、サービス提供事業者に働きかけを行うとともに、サービスの質の向上につながる支援を行います。

なお、サービス見込量は、各市町村におけるサービス見込量を基に積算しています。

※見込量の個別単位

【人 分】 月間の利用人数

【時間分】 月間のサービス提供時間

【人日分】 「月間の利用人数」×「1人1月当たりの平均利用日数」で算出されるサービス量

① 障害児通所支援

ア 提供サービスの概要

項 目	備 考
児童発達支援	通所による日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う支援
放課後等デイサービス	通所による社会との交流の促進の支援や生活能力の向上のための訓練等を行う支援
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行う支援
居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う支援

イ サービス見込量

項 目	単 位	第 2 期計画	第 3 期計画		
		令和 5 年度 (実績見込)	6 年度	7 年度	8 年度
児童発達支援	人分	4,061	4,107	4,222	4,332
	人日分	20,678	21,371	22,417	23,576
放課後等デイサービス	人分	5,721	5,995	6,350	6,715
	人日分	64,172	67,236	71,299	75,604
保育所等訪問支援	人分	193	235	247	261
	人日分	313	400	430	465
居宅訪問型児童発達支援	人分	6	14	17	18
	人日分	26	92	101	106

ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 市町村による障がい児の療育支援体制の確保のため、市町村や児童発達支援事業所等のニーズに応じ、県立希望が丘こども医療福祉センターに設置する発達精神医学研究所の医師や作業療法士等の医療従事者の派遣、関係職員の専門研修により、関係機関の障がい児支援技術の向上等を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

(健康福祉部医療福祉連携推進課)

- 発達障がい児に対する地域支援機能を強化するため、各圏域に設置している「圏域発達障がい支援センター」により、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、子育て支援施設等に対し、研修、連絡調整、助言等を行います。

(健康福祉部障害福祉課)

(健康福祉部子育て支援課)

- 就学時及び卒業時における支援体制の円滑な移行、学校と障害児通所支援事業所等の緊密な連携等を図るべく、県・市町村内で障がい児支援担当部局と教育委員会との連携体制を確保します。

(健康福祉部障害福祉課)

(教育委員会特別支援教育課)

- 国が定める「放課後等デイサービスガイドライン」「児童発達支援ガイドライン」の周知徹底、児童発達支援管理責任者を対象とする圏域研修、発達障がいに関する研修の実施や関係団体・事業所との連携の促進等により、支援の質の向上を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

② 障害児入所支援

ア 提供サービスの概要

項 目	備 考
福祉型障害児入所支援	入所による保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行うサービス
医療型障害児入所支援	入所による保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行うサービス

イ サービス見込量

項 目	単位	第2期計画	第3期計画		
		令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
福祉型障害児入所支援	人分	58	58	58	58
医療型障害児入所支援	人分	32	32	32	32

ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 福祉型障害児入所支援は、障がい児に対する発達支援、自立支援、社会的養護等の機能を有する地域のセーフティネットとしての役割があり、本県においては、2施設においてそれが担われているところです。今後も、国の施策を注視しながら、必要なセーフティネットの維持を図ってまいります。

また、県、市町村、施設、学校、相談支援事業所及び障害福祉サービス事業所等の関係機関の連携により、入所している児童が18歳以降も適切な場所で適切な支援を受けることができるようにすることで、支援の質の向上を図ってまいります。

(健康福祉部障害福祉課)

- 県立希望が丘こども医療福祉センター、岐阜県総合医療センター重症心身障がい児施設すこやかと、国立病院機構長良医療センターとの連携・役割分担により、医療的ケアが必要な障がい児者の入所需要に対応します。

(健康福祉部障害福祉課)

(健康福祉部医療福祉連携推進課)

③ 障害児相談支援

ア 提供サービスの概要

項目	備考
障害児相談支援	支給決定前の障害児支援利用計画案及び支給決定後の計画の作成、一定の期間後にサービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行うサービス

イ サービス見込量

		第2期計画	第3期計画		
項目	単位	令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
障害児相談支援	人分	2,811	2,958	3,121	3,296

ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 市町村において総合的な相談支援業務や権利擁護・地域移行等の施策を担う基幹相談支援センターの機能を充実し、地域相談支援の拠点として、地域の相談支援事業者への助言など事業者間の連携を促進させます。

(健康福祉部障害福祉課)

- 相談支援従事者研修において、意思決定支援への配慮、障がい児への対応やサービス等利用計画の質の向上等を踏まえた質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成します。

(健康福祉部障害福祉課)

- 主任相談支援従事者養成研修の実施により、市町村と連携しながら、地域づくり、人材育成、困難事例への対応等、相談支援に関して地域の指導的な役割を担う人材となる主任相談支援専門員を養成します。

(健康福祉部障害福祉課)

(2) 圏域ごとの障害児通所支援等の見込量について

市町村障害児福祉計画における障害児通所支援等の見込量を圏域ごとに集計したものを次のとおり定めます。

① 岐阜圏域

項 目	単 位	第2期計画	第3期計画		
		令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
児童発達支援	人分	1,351	1,448	1,541	1,645
	人日分	10,577	11,403	12,314	13,340
放課後等デイサービス	人分	2,656	2,794	2,968	3,154
	人日分	33,279	34,712	36,921	39,282
保育所等訪問支援	人分	94	96	102	106
	人日分	185	205	221	231
居宅訪問型児童発達支援	人分	3	5	7	7
	人日分	18	52	56	56
福祉型障害児入所支援	人分	28	28	28	28
医療型障害児入所支援	人分	17	17	17	17
障害児相談支援	人分	1,025	1,139	1,218	1,299

② 西濃圏域

項 目	単 位	第2期計画	第3期計画		
		令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
児童発達支援	人分	837	758	772	783
	人日分	3,726	3,301	3,344	3,387
放課後等デイサービス	人分	723	702	749	798
	人日分	8,444	8,239	8,756	9,310
保育所等訪問支援	人分	10	15	19	24
	人日分	21	31	41	53
居宅訪問型児童発達支援	人分	1	4	4	5
	人日分	4	21	21	26
福祉型障害児入所支援	人分	4	4	4	4
医療型障害児入所支援	人分	5	5	5	5
障害児相談支援	人分	461	418	431	445

③ 中濃圏域

		第2期計画	第3期計画		
項目	単位	令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
児童発達支援	人分	797	820	829	832
	人日分	2,586	2,673	2,718	2,746
放課後等デイサービス	人分	1,110	1,191	1,261	1,330
	人日分	10,754	11,870	12,601	13,346
保育所等訪問支援	人分	34	62	63	67
	人日分	40	76	79	91
居宅訪問型児童発達支援	人分	2	3	4	4
	人日分	4	10	15	15
福祉型障害児入所支援	人分	9	9	9	9
医療型障害児入所支援	人分	3	3	3	3
障害児相談支援	人分	824	879	935	995

④ 東濃圏域

		第2期計画	第3期計画		
項目	単位	令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
児童発達支援	人分	616	615	615	608
	人日分	2,379	2,505	2,554	2,618
放課後等デイサービス	人分	836	890	952	1,011
	人日分	8,957	9,505	10,091	10,716
保育所等訪問支援	人分	15	21	21	21
	人日分	22	42	42	42
居宅訪問型児童発達支援	人分	0	0	0	0
	人日分	0	0	0	0
福祉型障害児入所支援	人分	13	13	13	13
医療型障害児入所支援	人分	5	5	5	5
障害児相談支援	人分	313	325	340	360

⑤ 飛騨圏域

項 目	単 位	第 2 期 計 画	第 3 期 計 画		
		令和 5 年度 (実績見込)	6 年 度	7 年 度	8 年 度
児童発達支援	人分	460	466	465	464
	人日分	1,410	1,489	1,487	1,485
放課後等デイサービス	人分	396	418	420	422
	人日分	2,738	2,910	2,930	2,950
保育所等訪問支援	人分	40	41	42	43
	人日分	45	46	47	48
居宅訪問型児童発達支援	人分	0	2	2	2
	人日分	0	9	9	9
福祉型障害児入所支援	人分	4	4	4	4
医療型障害児入所支援	人分	2	2	2	2
障害児相談支援	人分	188	197	197	197